

福岡県農薬指導士認定事業実施要領

一部改正	昭和 62 年 11 月 6 日	62 農技植第 812 号
一部改正	平成 18 年 12 月 1 日	18 農技 第 5349 号
一部改正	平成 20 年 3 月 31 日	19 農技 第 7326 号
一部改正	平成 21 年 11 月 25 日	21 農安 第 1628 号
一部改正	平成 24 年 4 月 2 日	24 食地産第 62 号
一部改正	平成 25 年 3 月 22 日	24 食地産第 3154 号
一部改正	平成 30 年 12 月 12 日	30 食地産第 1845 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日	3 食地産第 3494 号
一部改正	令和 7 年 9 月 9 日	7 食地産第 1299 号

第 1 目的

本事業は、農薬使用者に直接接する農薬販売業者、農薬による防除を専門とする防除業者、ゴルフ場のグリーンキーパー、農薬の使用に関して指導的立場にある者等（以下「農薬取扱業者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬指導士として認定することにより、農薬取扱業者の資質の向上を図り、もって農薬の安全使用の推進に資する。

第 2 事業の実施

1 農薬指導士の任務

農薬指導士は、農薬の販売に当たっては、農薬使用者に対し次に掲げる事項について指導又は助言を行い、防除業務に当たっては、次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進する。

- (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）その他農薬に関する法令の遵守
- (2) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (3) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (4) 農薬取締法第 25 条に規定する農薬を使用する者が遵守すべき基準等に基づく農薬の安全使用
- (5) 農薬取締法第 26 条の規定に基づき指定された農薬の安全使用
- (6) 農薬の適正な保管・管理
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (8) 事故が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (9) 知事が定めた病害虫、雑草防除基準等に基づく病害虫、雑草の防除
- (10) その他農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めたもの

2 農薬指導士の認定等

(1) 農薬指導士認定委員会の設置

知事は、別表の職にある者で構成する農薬指導士認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、(2)及び(3)で定める研修のカリキュラムの策定、認定試験問題及び試験結果の審査等を行う。なお、試験問題及び研修資料の作成等については、委員会が指名する者が行う。

(2) 研修の実施

① 知事は、新たに農薬指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者に対して、1の遂行に必要な農薬指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を実施する。

② 知事は、農薬指導士の認定期間を更新しようとする者に対して農薬指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を実施する。

(3) 農薬指導士認定試験の実施

知事は、養成研修を全て受講した者に対して、研修内容の修得の度合いを判定するための農薬指導士認定試験（以下「認定試験」という。）を実施する。

(4) 農薬指導士の認定及びその更新

① 知事は、認定試験の結果に基づき、委員会の審査を経たのち合格者を決定し、これを農薬指導士として認定する。

② 農薬指導士の認定期間は、①により認定した日から3年を経過した年の3月31日までとする。

③ 農薬指導士が、認定期間の満了する年度の更新研修を受講した場合、知事は更新研修受講の日から3年が経過した日が属する年度の末日まで認定期間の更新を認める。

④ 知事は、他の都道府県で農薬指導士等の認定を受けている者のうち、勤務地を福岡県に移し、別に定めるところにより手続きを行った者については、農薬指導士として認定する。

(5) 農薬指導士の再認定

知事は、認定期間内に更新研修を受講しなかった者のうち、認定期間満了後1年以内に更新研修を受講した者に限り、更新研修受講の日から翌々年度の3月31日まで農薬指導士として再び認定する。

(6) 認定の取消し

知事は、農薬指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合は、委員会の意見を聞いて農薬指導士の認定を取り消すことができる。

3 農薬指導士に対する援助

知事は、農薬指導士に対して1の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導、その他の援助を行う。

第3 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年12月5日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成2年度から適用する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成18年度から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成20年度から適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月25日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成21年度から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、改正後の農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成24年度から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、平成25年度から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行し、改正後の福岡県農薬指導士認定事業実施要領の規定は、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和7年9月9日から施行する。

別表

福岡県農薬指導士認定委員会の構成

委員会の職	職名
委員長	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課長技術補佐
委員	福岡県農林水産部経営技術支援課課長技術補佐